

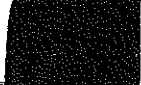


整理番号	8 /
------	-----

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	---	-------	---	-------	---

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議 事務局 )

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	静岡新聞データベース plus 日経テレコン利用料		
年月日	平成 30年8月31日～平成 年 月 日	金額	56,484 円

目的	調査研究など政務活動を行う為の情報収集手段
使途	H30年度 8月分 利用料 (2アカウント分)
政務活動・ 県政との 関連性	調査研究の為の情報収集をし、政策や質問に生かしていく。

《領収書貼付枠》

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるもの。	56,484 円	100%	56,484 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

4-1

請求書

〒420-8601

静岡市 葵区 追手町 9-6

平成 年 月 日

自民改革会議

御中

静岡市駿河区登呂3丁目1番1号

株式会社静岡新聞社

代表取締役 大石 剛

電話 054-284-9661



件名 静岡新聞データベースplus日経テレコン利用料

下記のとおりご請求申し上げます。

静岡新聞データベースをご利用下さいまして有り難うございます。ご不明な点がございましたら、請求担当幸田までお問い合わせ下さい。

振込銀行 静岡銀行登呂支店(普)0014475

口座名義 株式会社静岡新聞社

※恐れ入りますが振込手数料はお客様にてご負担下さい

御請求金額 56,160 円 (消費税込)

項目	摘要	数量	単価	金額
1	8月分 / 以下、余白	2	26,000	52,000
			小計	52,000
			消費税	4,160
			合計	56,160

<備考>

## 承認結果&lt;振込振替&gt;

処理日時 2018年08月29日 14時44分03秒

## ■取引情報

取引ID	180829000331984
受付番号	0829004
取引種別	振込振替
振込指定日	指定日 08月31日
取引名	08月29日作成分
振込メッセージ	-

## ■振込元情報

支払口座	[REDACTED]
------	------------

## ■振込先口座

振込先金融機関	静岡銀行 (0149)
振込先口座	登呂支店 (132) 普通 0014475
受取人名	カシオカシゴソウ
登録名	(株)静岡新聞社

## ■振込金額

入金金額	56,160円
税込手数料	324円
引落合計金額	56,484円

## ■依頼者情報

依頼者	[REDACTED]
依頼日	2018年08月29日

## ■承認者情報

承認者	[REDACTED]
承認期限	2018年08月31日
承認日時	2018年08月29日 14時44分
コメント	静岡新聞データベースplus日経テレコン利用料2アカウント (H30.8月分)

振込依頼を受付けました。  
振込依頼は 8月31日扱いです。

整理番号	8-2
------	-----

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証 抛書

(会派名・議員氏名 自民改革会議 事務局 )

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報謝費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	新聞購読料 (静岡・読売・毎日・朝日・産経・中日・日経・木材)		
年月日	平成 30年8月1日~平成30年8月31日	金額	50,820 円

目的	調査研究に関する情報収集
使途	平成30年8月分 購読料
政務活動・ 県政との 関連性	政務活動の調査研究における情報資料

《領収書貼付枠》

領収証 (口座振替)

支店 区域 口座 印 振 様

01 017 077 自民改革会議

品名	数量	金額	振込元 (A欄参照)
朝日新聞朝刊	2	6,706	6,706 円

2018 年 08 月 分  
領収致しました。  
年 月 日

9/10は休刊日です。今月の集金額は8/18で計算しております。

静岡中央新聞販売(株)  
静岡市葵区追手町7番1号  
フリーダイヤル 0120-70-1331 本店 054-255-1331

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる もの。	50,820 円	/	50,820 円
		100%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

# 領収証

## 自民改革会議 様

東館東 12-2・12-3

2018年 8月分  
(522) 67.00振込

お問合せNo. [REDACTED]  
(本体:¥11,728)  
(消費税:¥938)

銘柄	部数	金額	備考
静岡新聞セット	2	5,960	
読売新聞朝刊	2	6,706	

合計金額  
**12,666**円

新聞ご購入、誠に  
有難うございます。  
上記の金額  
正に領収致しました。

9月の休刊日は10日(月)の予定です。

ご購入代金を振込・口座振替・クレジット決済  
集金にて領収させていただきました。

株式会社 高山新聞店  
読売センター静岡中央  
〒420-0042 静岡市葵区駒形通3-3-3  
TEL:054-252-0441  
FAX:054-252-0448

年月日	記号	お支払い金額	お預かり金額	差し引き残高	備考
1 30-08-07	BF	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
2 30-08-10	FF	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
3 30-08-15	BF	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
4 30-08-15	BF	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
5 30-08-18	AF	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
6 30-08-27	BF	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
7 30-08-27	BF	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
8 30-08-27	BF	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
9 30-08-28	BF	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
10 30-08-31	BF	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
11 30-08-31	BF	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
12 30-08-31	BF	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]

\*23,374 江崎新聞店

- ◎ 毎日新聞
- ◎ 日本経済新聞
- ◎ 産経新聞
- ◎ 木材新聞

### 領収証

追手町 9-6 本館3階

## 自民改革会議 様

銘柄名	部数	金額	備考
中日朝夕刊セット	2	8,074	

2018年 8月分  
お問合せNo. [REDACTED]  
(519) 4.00自振  
(本体:¥7,476)  
(消費税:¥598)

合計金額  
**8,074**円




上記の通り請求・領収いたしま  
平成 年 月 日

上記の金額正に領収致しました。

日頃よりご愛読いただき誠にありがとう  
ございます。  
家族旅行や出張の際には、新聞期間止め  
をご利用ください☆

新聞 静岡専 領収  
静岡市葵区本通7丁目  
252-8653  
森下新聞店

整理番号	8-3
------	-----

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	---	-------	--	-------	---

支 出 証 拠 書

(会派名・議員氏名 自民改革会議 事務局 )

経費項目	調査研究費・研修費・ <u>広聴広報費</u> ・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	自民改革会議ホームページ更新費用		
年 月 日	平成 30年 8月 31日~平成 年 月 日	金 額	23,760 円

目 的	県政に係る情報等を県民に報告
使 途	平成 30 年 8 月分 更新料
政務活動・ 県政との 関連性	県の施策、議会での発言内容、政務活動状況などを掲載し、情報を広く伝えるとともに意見を聴取し、県政に反映させる。

《領収書貼付枠》

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるもの。	23,760 円	100%	23,760 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

## 領収書

2018年8月31日

自民改革会議 様



〒435-0006 静岡県浜松市東区下石田町136  
 TEL 053-422-7017/FAX 053-571-5112  
 担当者 小池敏彦

下記の通り領収いたしました。

合計金額 **¥23,760 (内消費税 ¥1,760)**

収入

印紙

(以下明細)

商品名	単価	数量	金額
H30年8月分更新費用、サーバレンタル費用	22,000	1	¥22,000

税抜合計金額	¥22,000
消費税額	¥1,760

整理番号	8-4
------	-----

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	---	-------	---	-------	---

支 出 証 拠 書

(会派名・議員氏名 自民改革会議 事務局 )

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費 <u>事務費</u> ・事務所費・人件費		
内 容	政務活動費管理システム保守サポート費用		
年 月 日	平成 30年 8月 31日～平成 年 月 日	金 額	32,724 円

目 的	県政に係る情報等を県民に報告
使 途	平成 30 年 8 月分 保守料
政務活動・ 県政との 関連性	_____

《領収書貼付枠》

56,484 円のうち、政務活動費管理システム保守サポート費用 32,400 円＋振込み手数料 324 円  
＝32,724 円 を充当する。

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる もの。	32,724 円	/	32,724 円
		100%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。



## 領収書

2018年8月31日

自民改革会議 様

Imacro Design   
**マクロ デザイン**  
 〒435-0006 静岡県浜松市東区下石田町136  
 TEL 053-422-7017/FAX 053-571-5112  
 担当者 小池敏彦

下記の通り領収いたしました。

**合計金額 ￥32,400 (内消費税 ￥2,400)**

収入

印紙

(以下明細)

商品名	単価	数量	金額
H30年8月分 政務活動費管理システム保守サポート費用	30,000	1	¥30,000

税抜合計金額 ￥30,000

消費税額 ￥2,400

処理日時 2018年08月29日 14時42分43秒

■取引情報

取引ID	180829000327864
受付番号	0829003
取引種別	振込振替
振込指定日	指定日 08月31日
取引名	08月29日作成分
振込メッセージ	—

■振込元情報

支払口座	[REDACTED]
------	------------

■振込先口座

振込先金融機関	静岡銀行 (0149)
振込先口座	ささがせ支店 (374) 普通 0480639
受取人名	伊知子デザインコトビロ
登録名	イマクロデザイン

■振込金額

入金金額	56,160円
税込手数料	324円
引落合計金額	56,484円

■依頼者情報

依頼者	[REDACTED]
依頼日	2018年08月29日

■承認者情報

承認者	[REDACTED]
承認期限	2018年08月31日
承認日時	2018年08月29日 14時42分
コメント	会派HP更新費用 (H30.8月分) ￥23,760 △保守サポート (H30.8月分) ￥32,400 政務活動費管理システ

振込依頼を受けました。  
振込依頼は 8月31日扱いです。

整理番号	8-5
------	-----

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

## 支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議 事務局)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ <u>事務費</u> ・事務所費・人件費		
内 容	コピー機リース料		
年 月 日	平成 30 年 8 月 6 日～平成 年 月 日	金 額	15,540 円

目 的	政務活動を行う為の資料作成手段		
使 途	平成 30 年 8 月分 リース料 (役員室・大部屋分)		
政務活動・ 県政との 関 連 性	_____		
<<領収書貼付枠>>              			
按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる もの。	15,540 円	/  100%	15,540 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

自民改革会議 御中

発行日 2018年08月08日

領収証番号 0000001122

リコーリース株式会社



東京都江東区東雲1-7-12

# 領 収 証

毎々格別のお引立てにあずかり厚くお礼申し上げます。  
下記金額を正に領収させていただきましたこと、お知らせ申し上げます。

領 収 日	2018年 8月 6日
領 収 額	15,540 円

印紙税申告納  
付につき江東西  
税務署承認済



お支払方法	口座振替	
振替口座	シ〃ミンカイカクカイキ〃 ヤフ〃タ ヒロユキ	口座番号の下3桁は、お客様情報保護のため「***」と表示しています。

## 領収明細書

契 約 番 号	請 求 期 間	回 数	金 額	消 費 税 等
	18. 8. 1~18. 8. 31	53	14,800	740

続きは裏面をご覧ください。

整理番号	8-6
------	-----

決 裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
--------	-------	---	-------	---	-------	--

支 出 証 拠 書

(会派名・議員氏名 自民改革会議 事務局 )

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費 <u>事務費</u> ・事務所費・人件費		
内 容	プロバイダー料金		
年 月 日	平成 30年 8月 31日~平成 年 月 日	金 額	3,564 円

目 的	政務活動に関する情報収集の為のプロバイダー
使 途	平成30年8月分 プロバイダー料
政務活動・ 県政との 関 連 性	_____
<<領収書貼付枠>>	

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるもの。	3,564 円	/	3,564 円
		100%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

〒420-8601  
静岡市葵区追手町9-6

自民改革会議 御中



## 請 求 書

自民改革会議 御中

請求No. 2018080065

2018年8月8日

〒424-0888 静岡市清水区中之郷2-1-5  
株式会社 トコちゃんねる静岡

TEL054-347-9811 (担当)

下記の通り御請求申し上げます。

請求金額 ¥3,456 -

摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額
ひかりファミリー準コース(月払) 2018年08月分	2	ID	¥1,600	¥3,200
小 計				¥3,200
消 費 税 ( 8 %)				¥256
合 計				¥3,456

お支払いは下記銀行弊社口座へ2018年9月 末迄にお振り込み下さい。

静岡銀行 草薙支店

口座番号 普通口座 No. 0645922

口座名義 株式会社トコちゃんねる静岡

※振込手数料につきましては、貴社負担にてお願いいたします。

処理日時 2018年08月29日 14時41分27秒

■取引情報

取引ID	180829000324719
受付番号	0829002
取引種別	振込振替
振込指定日	指定日 08月31日
取引名	08月29日作成分
振込メッセージ	-

■振込元情報

支払口座	[REDACTED]
------	------------

■振込先口座

振込先金融機関	静岡銀行 (0149)
振込先口座	草薙支店 (147) 普通 0645922
受取人名	カトコヤンネルズオカ
登録名	(株)トコちゃんねる静岡

■振込金額

入金金額	3,456円
税込手数料	108円
引落合計金額	3,564円

■依頼者情報

依頼者	[REDACTED]
依頼日	2018年08月29日

■承認者情報

承認者	[REDACTED]
承認期限	2018年08月31日
承認日時	2018年08月29日 14時41分
コメント	プロバイダ料金 (H30.8月分)

振込依頼を受けました。  
振込依頼は 8月31日扱いです。

整理番号	8-7
------	-----

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支 出 証 拠 書

(会派名・議員氏名 自民改革会議 事務局 )

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費 <u>事務費</u> ・事務所費・人件費		
内 容	静岡銀行 Web-PCバンキング利用料、データ伝送利用料		
年 月 日	平成 30年 9月 18日~平成 年 月 日	金 額	5,400 円

目 的	県議への政務活動費振込み手段
使 途	平成 30年 8月分 システム利用料
政務活動・ 県政との 関連性	_____

《領収書貼付枠》

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるもの。	5,400 円	100%	5,400 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。



平成 30年 9月 18日

# 領収書

4 2 0 - 8 6 0 1

静岡市葵区 追手町 9-6

静岡県議会  
自民改革会議 様

毎度お引き立てにあずかりありがとうございます。  
下記のとおり、各種手数料をご指定の預金口座より引き落しさせていただきました。

平成 30年 8月分	振替日 平成 30年 9月 18日
------------	-------------------

手数料種類	領収金額 (円)	ご指定預金口座		
		支店名	預金種類	口座番号
WEB-PCバンキングサービス基本料	1,620			
データ伝送サービス基本料・利用料	3,780			
合計	5,400			
	内、税抜金額			
	5,000			
	消費税等			
	400			

発行者 静岡市葵区 追手町 9-6  
株式会社 静岡銀行 県庁支店  
電話番号 054-254-5451

印 領 紙 納 申 出 納  
附 本 本 本 本 本 本 本 本  
税 務 署 領 収 済



整理番号	8-8
------	-----

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議 事務局 )




経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ <u>事務費</u> 事務所費・人件費		
内容	電話料金 (県庁議員控室、自民改革会議事務局)		
年月日	平成 30年 8月 31日~平成 年 月 日	金額	9,393 円

目的	政務活動を行う為の通信手段																		
使途	H30年6月分 電話料																		
政務活動・ 県政との 関連性	<p>※納付場所等は裏面を御覧下さい。</p> <p style="text-align: center;"><b>静岡県 納入通知書兼領収書</b> <span style="float: right;">公</span></p> <p>420-0853 <span style="float: right;">24</span>                  静岡県静岡市葵区迫手町                  9-6</p> <p>自民改革会議 代表 中沢 公彦 様</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>年度</td> <td>平成30年度</td> <td>会計科目</td> <td>会計 01 款 14 項 07 目 02 節 07</td> </tr> <tr> <td>収納機関番号</td> <td>22000</td> <td>納付番号</td> <td>18000 01013 00000 09997</td> </tr> <tr> <td>調定番号</td> <td>1800266- 1</td> <td>控照番号</td> <td>091404 納付区分 315</td> </tr> <tr> <td>金額</td> <td>9,393 円</td> <td>納期限</td> <td>平成30年 9月 7日</td> </tr> </table> <p>所属名 (連絡先) 経営管理部 財務局 電話: 054-221-2123</p> <p>ただし 県庁舎管理費負担金                  NTT電話使用料 (平成30年6月分)</p> <p>上記の金額を納期限までに納めてください。                  平成30年 8月24日</p> <p>静岡県知事 </p> <p style="text-align: center;">指定 静岡県指定代理金融機関 収納代理</p> <p style="text-align: right;">上記の金額を領収しました。  </p>			年度	平成30年度	会計科目	会計 01 款 14 項 07 目 02 節 07	収納機関番号	22000	納付番号	18000 01013 00000 09997	調定番号	1800266- 1	控照番号	091404 納付区分 315	金額	9,393 円	納期限	平成30年 9月 7日
年度				平成30年度	会計科目	会計 01 款 14 項 07 目 02 節 07													
収納機関番号	22000	納付番号	18000 01013 00000 09997																
調定番号	1800266- 1	控照番号	091404 納付区分 315																
金額	9,393 円	納期限	平成30年 9月 7日																
《領収書貼付枠》	この枠を銀行・郵便局の窓口又はATMでも支払いの受付は、左側一枚をお出し下さい。																		

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるもの。	9,393 円	100%	9,393 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号	8-9
------	-----

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	---	-------	---	-------	---

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議 事務局)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ <u>事務費</u> ・事務所費・人件費		
内容	PCリース料		
年月日	平成30年9月9日～平成 年 月 日	金額	10,476円

目的	政務活動を行う為のPC
使途	平成30年度 8月分 PCリース料
政務活動・ 県政との 関連性	_____

《領収書貼付枠》

- 13 30-08-31 BF
- 14 30-08-31 BF
- 15 30-08-31 BF
- 16 30-08-31 BF
- 17 30-08-31 BA
- 18 30-08-31 AA
- 19 30-09-04 BF
- 20 30-09-07 BF
- 21 30-09-10 FF
- 22 30-09-18 BF
- 23 30-09-18 BF
- 24

預金 9/30K

\*10,476 | HC)ヒタFC-NBL

\*|

記号の説明

- AA, AF .....入金
- FA, FF .....振込
- C0, J, 2, 3, 4...他店券入金
- TF, TO .....取立
- BA, BF .....支払

他店を支払場所とする証券類を受入れた場合は、お支払い金額欄に「タケン」と表示し、その右側に払戻しのできる予定の日を表示します。  
なお、お支払可能時刻は、証券種の種類によって異なります。

2

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるもの。	10,476円	100%	10,476円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号	8-10
------	------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議 事務局)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ <u>事務費</u> ・事務所費・人件費		
内容	郵送料		
年月日	平成 30年 8月 17日～平成 年 月 日	金額	840円

目的	政務活動費書類送付の為
使途	郵送料 7通分
政務活動・ 県政との 関連性	

《領収書貼付枠》

**領収書**  
毎度ありがとうございます  
自民改革会議 様


①120 [証紙切手引受] 43.0g ¥840  
第一種定形外(規格内) 7通

小計 ¥840

郵便物引受合計通数 7通 ¥840  
課税計 (内消費税等 ¥62) ¥0  
非課税計

合計 ¥840  
お預り金額

印紙税申告納  
付につき廻町  
税務署承認済






〒100-8798 日本郵便株式会社  
東京都千代田区霞が関1-3-2  
取扱い部 8月17日 13:23  
担当   
発行 No.180817A0106 端N67箱01  
通 宛先：静岡県庁内郵便局  
TEL:054-254-9810

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるもの。	840円	100%	840円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号	8-11
------	------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	---	-------	---	-------	---

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議 事務局 )

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ <u>事務費</u> ・事務所費・人件費		
内容	事務用品購入		
年月日	平成 30年 8月 31日～平成 年 月 日	金額	3,972 円

目的	事務を行う為の文房具等購入
使途	事務用品購入
政務活動・ 県政との 関連性	_____

《領収書貼付枠》  
 8/20ㄨ切分  
 ・コピー用紙 ・ブックエンド・ホワイトボードマーカー

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるもの。	3,972 円	100%	3,972 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

No. 07448

# 領 取 証

印  
紙

自民改革会議 様

金額	千万	百万	十万	万	千	百	十	円
				4	3	8	6	4



但 文具代

上記金額正に領収致しました

平成 30年 8月 31日

内 訳

現金		円
小切手		円
手形	/	円
振込		円
相殺		円

オフィス用品専門店  
株式会社 島村 謄 文 堂

代表取締役 島 村 武 慶

静岡県静岡市田沼1丁目15-8  
TEL (054) 635-1305(代)  
FAX (054) 635-1309

処理日時 2018年08月29日 14時45分39秒

■取引情報

取引ID	180829000333797
受付番号	0829005
取引種別	振込振替
振込指定日	指定日 08月31日
取引名	08月29日作成分
振込メッセージ	-

■振込元情報

支払口座	[REDACTED]
------	------------

■振込先口座

振込先金融機関	静岡銀行 (0149)
振込先口座	藤枝駅支店 (166) 普通 0128539
受取人名	カシムラトウノウ
登録名	俣島村騰文堂

■振込金額

入金金額	3,864円
税込手数料	108円
引落合計金額	3,972円

■依頼者情報



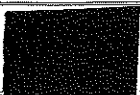
依頼者	[REDACTED]
依頼日	2018年08月29日

■承認者情報

承認者	[REDACTED]
承認期限	2018年08月31日
承認日時	2018年08月29日 14時45分
コメント	文房具料 (H30. 8/20 切分)

振込依頼を受付けました。  
振込依頼は 8月31日扱いです。

整理番号	8-12
------	------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	---	-------	---	-------	---

### 支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議 事務局 )

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	事務員雇用		
年月日	平成30年8月31日～平成 年 月 日	金額	467,010円

目的	政務活動を補助する職員を雇用
使途	H30年8月分 給与
政務活動・ 県政との 関連性	_____

《領収書貼付枠》

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるもの。	467,010円	100%	467,010円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。





整理番号	8 / 3
------	-------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	---	-------	---	-------	---

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議 事務局)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・ <u>人件費</u>		
内容	社会保険料事業主負担分 7月分		
年月日	平成 30年 8月 31日～平成 年 月 日	金額	245,930 円

目的	政務活動を補助する職員の社会保険料
使途	H30年度 7月分 事業主負担分
政務活動・ 県政との 関連性	_____
<<領収書貼付枠>> 5月分社会保険料 請求額 487,018 円のうち、事業主負担分 245,930 円を充当。	

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるもの。	245,930 円	100%	245,930 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

# 納入告知書 納付書\*領収証書

国庫金

厚生保険

年度 年金特別会計 内閣府及び厚生労働省 取扱庁番号 取扱庁名

30 0343 6375 00064145 厚生労働省年金局(静岡)



納付目的年月  
平成30年 7月分

納付期限  
平成30年 8月31日  
右記のとおり納付してください。

健康勘定
健康保険料
176751 円

厚生年金勘定
厚生年金保険料
305427 円

子ども・子育て支援勘定
子ども・子育て拠出金
4840 円

納付目的  
健康保険料  
厚生年金保険料  
子ども・子育て拠出金  
平成30年度

平成30年 8月20日

事業所整理記号 事業所番号

[Redacted]

うち証券受領 円

証券受領  
全部 一部

合計額											
千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
				¥	4	8	7	0	1	8	

内閣府及び厚生労働省所管  
年金特別会計

収納機関番号	納付番号	確認番号
005001218390100010587045046		

納付場所 日本銀行本店、支店、代理店、歳入代理店又は日本年金機構

静岡県 年金事務所

延滞金の計算方法 期限内に完納されなかったときは、延滞金の納付を要します。(健康保険法第181条、同法附則第9条、厚生年金保険法第177条、同法附則第17条の14、子ども・子育て支援法第77条) 弁済の充當の順序は、元本に充て、次に延滞金に充てるとなります。

歳入徴収官 厚生労働省年金局事業管理課長

420-8601 静岡市 葵区 追手町 9-6

自民改革会議 [Redacted] 3007 様

上記の合計額を領収しました。

(領収日付印)

30. 8. 31

静岡銀行 県庁 (納付者様)

この納入告知書(納付書)はPay-easy(ペイジー)対応のATM、インターネットバンキング等を利用して納付することができます。

翌年度5月1日以降現年度歳入組入

24,088

平成30年 7月分給与

明細書

自民改革会議

氏名 様  
所属

支給日 平成30年 7月31日

受領印

勤 務 総		支 給		控 除		そ の 他	
所定就労日	21.00	基本給(月給)	230,000	健康保険料	11,724	年末調整還付	0
出勤日数	21.00			介護保険料	1,884	年末調整徴収	0
		非課税通勤費	7,560	厚生年金保険	21,960		
		前月修正	0	社保料調整	0	合 計	0
				雇用保険料	713	差引支給額	183,429
				所得税	4,550	振 込 支 給 額	
				住民税	13,300		
						合 計	183,429
						現金支給額	0
						現物支給額	0
						基本保険料	7,092
						特定保険料	4,632
						社会保険料計	36,281
		合 計	237,560	合 計	54,131		

税 額 表	甲欄
扶 養 人 数	0

平成30年 7月分給与

明細書

自民改革会議

氏名 様  
所属

支給日 平成30年 7月31日

受領印

勤 務 総		支 給		控 除		そ の 他	
所定就労日	21.00	基本給(月給)	210,000	健康保険料	10,747	年末調整還付	0
出勤日数	21.00			介護保険料	0	年末調整徴収	0
		非課税通勤費	19,450	厚生年金保険	20,130		
		前月修正	0	社保料調整	0	合 計	0
				雇用保険料	688	差引支給額	182,005
				所得税	3,980	振 込 支 給 額	
				住民税	11,900		
						合 計	182,005
						現金支給額	0
						現物支給額	0
						基本保険料	6,501
						特定保険料	4,246
						社会保険料計	31,565
		合 計	229,450	合 計	47,445		

税 額 表	甲欄
扶 養 人 数	0

① 66,445

賞与

明細書

自民改革会議

氏名 様  
所属

支給日 平成30年 6月29日

受領印

勤 務 意		支 給		控 除		そ の 他	
		賞与	632,500	健康保険料	30,873		
				介護保険料	4,961		
				厚生年金保険	57,828		
				雇用保険料	1,897	合 計	0
				所得税	21,928	差引支給額	515,013
						振 込 支 給 額	
						振込支給1	515,013
						合 計	515,013
						現金支給額	0
						現物支給額	0
						基本保険料	18,675
						特定保険料	12,198
		合 計	632,500	合 計	117,487		

税 額 表	甲欄
扶 養 人 数	0

賞与

明細書

自民改革会議

氏名 様  
所属

支給日 平成30年 6月29日

受領印

勤 務 意		支 給		控 除		そ の 他	
		賞与	577,500	健康保険料	28,186		
				介護保険料	0		
				厚生年金保険	52,795		
				雇用保険料	1,732	合 計	0
				所得税	20,207	差引支給額	474,580
						振 込 支 給 額	
						振込支給1	474,580
						合 計	474,580
						現金支給額	0
						現物支給額	0
						基本保険料	17,050
						特定保険料	11,136
		合 計	577,500	合 計	102,920		

税 額 表	甲欄
扶 養 人 数	0

① 174,643

整理番号 8-14

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議 事務局)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請精等酬費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	コピーカウント料 (政調事務所・会派控室分)	8/20 検針分	
年月日	平成 30年 8月 31日・平成 年 月 日	金額	38,641円

目的	資料等のコピー		
使途	平成30年8月分 カウント料		
政務活動・ 県政との 関	政務活動に関する資料作成		
<p>発行日 2018年 9月 6日 領収証No. B5V133</p> <p>領収証</p> <p>自民改革会議 様</p> <p>いつもリコー商品を ご愛顧いただきましてありがとうございます。 2018年 8月31日にお支払いいただいた代金の領収証を お送りいたしますのでご確認ください。</p> <p>領収種別 振込</p> <p>金額 ¥38,317</p> <p>但し、商品代として</p> <p>印紙税申告納付につき大森税務署承認済</p> <p>リコーシャパン株式会社 東京都大田区中馬込一丁目</p> <p>(お問合わせ) 部 門 請求書お問い合わせ窓口 TEL 0120-138-970</p> <p>※当社ではこのフォームでの領収証には、黒色の印鑑を使用しております。 ※金額等を訂正したものは無効とします。 ※再発行は出来ませんので、大切に保管願います。 ※入金取消し等の連絡があった場合、本領収証は無効となります。</p>			
按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるもの。	38,641円	100%	38,641円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

処理日時 2018年08月29日 14時38分07秒

■取引情報

取引ID	180829000323538
受付番号	0829001
取引種別	振込振替
振込指定日	指定日 08月31日
取引名	08月29日作成分
振込メッセージ	-

■振込元情報

支払口座	[REDACTED]
------	------------

■振込先口座

振込先金融機関	静岡銀行 (0149)
振込先口座	駅南支店 (124) 当座 0000833
受取人名	リコーヤパン(カ)
登録名	リコーヤパン (カ)

■振込金額

入金金額	38,317円
税込手数料	324円
引落合計金額	38,641円

■依頼者情報

依頼者	[REDACTED]
依頼日	2018年08月29日

■承認者情報

承認者	[REDACTED]
承認期限	2018年08月31日
承認日時	2018年08月29日 14時38分
コメント	コピーカウント料 (H30.8/20㍻切分)

振込依頼を受けました。  
振込依頼は 8月31日扱いです。

整理番号	8-15
------	------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	---	-------	---	-------	---

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議 事務局)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等経費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	会派視察 (フィリピン視察)		
年月日	平成 30年 8月 7日~平成30年 8月 10日	金額	3,901,054 円

目的	別紙報告書参照
使途	視察代 11名分
政務活動・ 県政との 関連性	別紙報告書参照

《領収書貼付枠》

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるもの。	3,901,054 円	100%	3,901,054 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

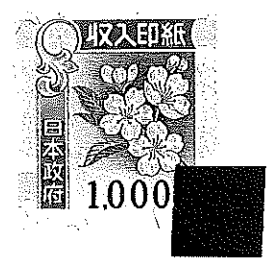


# 領 収 証

2018年07月31日

静岡県議会 自民改革会議 様

金額	¥ 3,900,730 ※
----	---------------



但し 2018/08/07発  
フィリピン視察旅費 11名分として

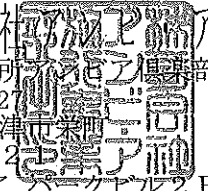

上記の金額正に領収いたしました。

Ref.No. 0000004858 予約No. 79813

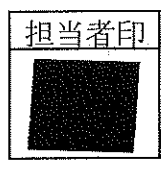
### 御注意

1. 手書きのもの並びに金額の訂正したものは無効とします。
2. 社用印、担当者印なきものは無効とします。

観光庁長官登録旅行業 第638号

株式会社   
 本社営業所   
 〒425-0027  
 静岡県焼津市栄町  
 2-2-2  
 アンビ・アースクビル2F

TEL:054-620-7731 FAX:054-620-7729



処理日時 2018年07月27日 15時20分36秒

■取引情報

取引ID	180727000480858
受付番号	0727007
取引種別	振込振替
振込指定日	指定日 07月31日
取引名	07月27日作成分
振込メッセージ	-

■振込元情報

支払口座	[REDACTED]
------	------------

■振込先口座

振込先金融機関	静岡銀行 (0149)
振込先口座	焼津支店 (161) 普通 0376693
受取人名	カ)アンビ・ア
登録名	(株)アンビ・ア

■振込金額

入金金額	3,900,730円
税込手数料	324円
引落合計金額	3,901,054円

■依頼者情報

依頼者	[REDACTED]
依頼日	2018年07月27日

■承認者情報

承認者	[REDACTED]
承認期限	2018年07月31日
承認日時	2018年07月27日 15時20分
コメント	会派フィリピン視察代 (8/7~8/10)

振込依頼を受けました。  
振込依頼は 7月31日扱いです。

静岡県議会 自民改革会議 御中


観光庁長官登録旅行業 第638号  
株式会社アンビ・ア  
本社営業所 営業  
〒425-0027 静岡県焼津市東町  
2-2-21 アンビ・ア  
TEL: 054-620-7725 FAX: 054-620-7726

# 請求書

平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。  
以下の通り、ご案内申し上げます。よろしくお願ひ申し上げます。

御 請 求 内 容		金 額
□ 出発日	2018年08月07日 (火)	(AZD001)
□ 明 細		
海外航空券代金	( ¥197,000 X 8 )	¥1,576,000
	( ¥188,000 X 3 )	¥564,000
	( ¥22,200 X 11 )	¥244,200
国内空港使用料	( ¥2,670 X 8 )	¥21,360
	( ¥2,570 X 3 )	¥7,710
海外空港税	( ¥3,820 X 11 )	¥42,020
燃油サーチャージ	( ¥6,600 X 11 )	¥72,600
海外ホテル代金	( ¥17,200 X 10 )	¥172,000
	( ¥17,200 X 11 )	¥189,200
	( ¥17,200 X 11 )	¥189,200
海外交通機関	( ¥39,700 X 11 )	¥436,700
通訳費用	( ¥8,000 X 11 )	¥88,000
添乗員費用	( ¥15,000 X 11 )	¥165,000
宿泊代	( ¥15,500 X 3 )	¥46,500
JR 個札券		
掛川	( ¥15,540 X 1 )	¥15,540
静岡	( ¥11,660 X 2 )	¥23,320
新富士	( ¥10,140 X 1 )	¥10,140
三島	( ¥8,000 X 2 )	¥16,000
熱海	( ¥7,340 X 2 )	¥14,680
私鉄乗車券	( ¥820 X 8 )	¥6,560

お支払いは、以下の口座に  
7月31日 までにお振込みください。

ご 請 求 額	¥3,900,730
ご 入 金 額	¥0
今回ご請求額	¥3,900,730
担当者	

□ 振込先：静岡銀行 焼津支店 普通 0376693  
口座名：株式会社アンビ・ア



決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

県外調査概要書

平成30年8月11日

会派名・議員氏名 自民改革会議

森 竹治郎

目的 焼津市等の水産加工業界にフリビンから多勢の技能実習生が来たり、外国人技能実習制度をより高めると共にフリビンと韓国と静岡県との友好親善を深めるためである。

年月日 平成30年8月7日、8日、9日、10日

場所 マニラ市




内容

1 行程 }  
 2 応対者 }  
 3 聴取内容 } 1~3は、別紙報告書を参照。



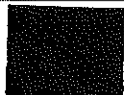
4 県政への反映  
 静岡県は、1年間で水産真価の水揚げ高が18334トンあり、全国第4位で、水揚金額は587億円、全国第3位の水産県である。一方近年は、本県特産のアサリ、シラス、サクラエビ、エビタイ等の水揚げが激減している。これからは水産加工技術等の技能をより高め、付価価値を付けて販売（売付け）を図る。焼津市等の水産加工業界は、優れた技術を持っている。この高度の水産加工技術をフリビンの水産加工業界に習得してもらうことは、焼津市・静岡県は日本の国際貢献にもなることである。焼津市・静岡県とフリビンと韓国との友好親善推進にもなるとも思われる。

\*本概要書は、県外における調査研究活動のために政務活動費を支出した場合に提出する。




様式第2号

決 裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
<p>県 外 調 査 概 要 書</p> <p>平成30年8月10日</p> <p>会派名・議員氏名 自民改革会議 山田 誠</p>						
目 的	自民改革会議フィリピン訪問団に参加					
年 月 日	平成30年8月8日～8月10日					
場 所	フィリピン マニラ・セブ (マクタン島)					
内 容	<p>1 行程、2 応対者、3 聴取内容については、別紙報告書を参照のこと</p> <p>4 県政への反映</p> <p>静岡を代表するプラモデルメーカーのタミヤは、早くから生産コストの軽減等を考えて、フィリピンのセブの空港からそれほど遠くないマクタン島の輸出加工区に生産工場と金型工場を建設した。日本でいうところの法人税と固定資産税については非課税ということもあり、海外展開していく上では国際競争に打ち勝つ必要があり、そのためには、語学力など総合的に判断して進出したが、結果的に、手間と時間、経費のかかる金型製作を含めたコスト面で国際競争に打ち勝つことが出来たのである。特に近年は、アジア方面でのプラモデルの売上も伸びており、この工場は、重要な海外生産拠点となっている。静岡市に本社を置きながら、国際的な企業として成長してきたことは、今後、ますます加速すると考えられる県内企業の海外進出において明確な目標と戦略をもつことの重要性等について、実例として参考にしていく必要がある。静岡県としても、様々な業種での海外進出をサポートする上で、ノウハウの蓄積と、適格なアドバイスが出来る体制をさらに構築していく必要があると考える。</p>					




\*本概要書は、県外における調査研究活動のために政務活動費を支出した場合に提出する。

決 裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
<p>県外調査概要書</p> <p>平成30年8月7日</p> <p>会派名・議員氏名 自民改革会議 藤曲敬宏</p>						
目 的	別紙参照					
年 月 日	平成30年8月7日～8月10日					
場 所	フィリピン					
内 容	<p>1 行程</p> <p>2 応対者</p> <p>3 聴取内容</p> <p>4 県政への反映</p> <p>人手不足が県内企業でも深刻な問題となっている中、水産加工食品製造業関係で働く外国人技能研修生の調理作業における制限が問題となっておりフィリピン（雇用省海外雇用庁を訪問し、国内環境の改善には、海外の送り出し国の要望書の提出が必要との観点で、カンボジア政府に引き続きフィリピン（政府関係者との意見交換の席で要請を行った。またハサップの2020年までの導入義務化に向けた対応を学ぶため導入している企業を視察した。いずれも今年度自民改革会議として制定に向け準備している水産振興条例に合わせて、県内の水産関連団体の振興策として位置付けての視察を行った</p>					

別紙報告書参照

決 裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
<p>県 外 調 査 概 要 書</p> <p>平成 30 年 8 月 10 日</p> <p>会派名・議員氏名 自民改革会議 野田治久</p>						
目 的	フィリピンの農林水産業の視察					
年 月 日	平成 30 年 8 月 7 日～平成 30 年 8 月 10 日					
場 所	フィリピン マニラ、セブ島					
内 容	<p>1 行程</p> <p>2 応対者</p> <p>3 聴取内容</p> <p style="text-align: center;">別紙 1～3は、報告書参照。</p> <p>4 県政への反映</p> <p>現在県内企業が抱える人材確保問題への対応の一つにつながるといえる外国人が働きながら技能を習得する「外国人技能実習制度」においても同様にフィリピンは適した相手国であると感じた。近年、鮭ブーム等による生食品の食品製造や、分業化による調理加工用の食品製造業について外国人技能実習生を活用するニーズがまっている。しかしながら昨年 11 月に施行された新たな技能実習制度においては、水産加工食品製造分野における実習の対象に、生食用や調理加工用の食品製造の作業が対象外となっている。県内をはじめ日本全体でも人口減少に直面し、現状では外国人の働き手への依存度が高まっている。県内企業の切迫した問題である人材確保の面からも引き続き県としてもフィリピンとの関係の強化をはかっていく必要を感じた。</p>					

\*本概要書は、県外における調査研究活動のために政務活動費を支出した場合に提出する。




決 裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
<p>県 外 調 査 概 要 書</p> <p>平成 30 年 8 月 15 日</p> <p>会派名・議員氏名 自民改革会議 坪内 秀樹</p>						
目 的	報告書参照					
年 月 日	平成 30 年 8 月 7 日 (火) ~10 日 (金)					
場 所	フィリピン POEA(労働雇用省海外雇用庁)					
内 容	<p>1 行程</p> <p>2 応対者</p> <p>3 聴取内容</p> <p>1~3 は、報告書参照の事。</p> <p>4 県政への反映</p> <p>静岡県は「水産王国」と呼ばれるように各種の水産業が盛んな県であり、県内の重要な産業の一つでもあります。</p> <p>現在、県議会では議員発議による「水産業振興条例の検討委員会」が設置され、来年 2 月定例会での条例の制定を目指しています。</p> <p>近年、水産加工食品製造業では、寿司ブーム等による生食品結生食用の食品製造や、分業化による調理加工用の食品製造作業について、外国人技能実習生を活用するニーズが高まっています。</p> <p>また、日本食がブームとなっている中国や東南アジア諸国においても日本の優れた品質、衛生管理技術の導入を希望する企業が増加しており、海外においても当該産業についての日本の技能実習制度の活用の希望も多くあります。</p> <p>しかしながら、昨年 11 月に施行された新たな技能実習制度においては、水産加工食品製造分野における実習の対象職種が 2 職種 7 作業となっており、生食用や調理加工用の食品製造の作業が対象になっていません。</p>					





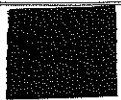
様式第 2 号

	<p>このため、水産加工の業界団体では、現 2 職種 7 作業に加え、ボイル加工製造、ロイン・フィレ製品加工等について対象職種に追加するように国に要望していますが、本技能実習制度の趣旨は技能移転による国際協力であることから、海外での実習ニーズの存在が職種追加の前提となっているため、職種追加には複数の送り出し国の中央政府行政機関の発行の要望書が必要となっています。</p> <p>現在、カンボジア王国農林水産上水産長官、インドネシア共和国労働省職業訓練・生産性向上総局から受け入れ要望が提出されていますが、さらにフィリピン政府行政機関への働きかけを行うため県議会 自民改革会議ではフィリピン視察団を編成しフィリピン POEA を訪問することとなりました。</p>
--	---

\* 本概要書は、県外における調査研究活動のために政務活動費を支出した場合に提出する。

決 裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
<p>県 外 調 査 概 要 書</p> <p>平成 30年 8月31日</p> <p>会派名・議員氏名 自民改革会議 木内 満</p>						
目 的	<p>静岡県内の水産業の現場に技能実習生として来日しているフィリピン人実習生のより実践的な研修体制の確保のために、フィリピン政府から日本政府に宛てた要望提出を促すことを始め、現地の水産加工業、県内企業の進出状況を把握することを目的とする。</p>					
年 月 日	H30年8月7日～8月10日					
場 所	フィリピン マニラ/セブ島					
内 容	<p>1 行程</p> <p>2 応対者</p> <p>3 聴取内容 1～3は別紙報告書参照</p> <p>4 県政への反映</p> <p>・フィリピンPOEA（労働雇用省海外雇用庁）との会談を通じ、外国人技能実習生の実習現場の状況や課題が、日本政府にも実習生送り出し側の外国政府（今回はフィリピン政府）にも正確に伝わっていない現状が明らかになった。外国人技能実習生の環境は業界、地域毎に異なることも多く、適切な研修環境を整えるためには地方行政レベルでの活動する意義があることが実感できた。</p> <p>・セブ島に進出している本県企業の視察では、安価な人件費で良質な労働者を確保出来るセブ島を始めとするフィリピンに工場を立地することの経済的メリットは実感できたものの、フィリピン政府が進める教育の充実などによりフィリピン国内の労働市場が変化することが、そうした企業に大きな経営上のインパクトを与える可能性を感じた。本県内への工場回帰を働きかけるための一つの事例として有意義であると感じた。</p>					

\*本概要書は、県外における調査研究活動のために政務活動費を支出した場合に提出する。

決 裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
<p>県 外 調 査 概 要 書</p> <p>平成30年 8月 11日</p> <p>会派名・議員氏名 自民改革会議 良知 淳行</p>						
目 的	<p>歴史的にも日本との関係が強く、県内企業との関係も強く、県内で働く外国人労働者の約20%を占めるフィリピンの産業や労働力の現況や問題点について調査・研究し、本県としてのフィリピンとのかかわりについて今後の県政の資を得る。</p>					
年 月 日	<p>平成30年8月7日(火)～8月10日(金)</p>					
場 所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・フィリピン労働雇用省 (POEA)</li> <li>・BLUEFIN SEAFOOD EXPORT INC. (水産加工工場)</li> <li>・タミヤフィリピン</li> </ul>					
内 容	<p>1 行程</p> <p>2 対応者</p> <p>3 聴取内容 1～3は、別紙報告書を参照</p> <p>4 県政への反映</p> <p>近年、水産加工食品製造業では、寿司ブーム等による生食用の食品製造や、分業化による調理加工用の食品製造作業について、外国人技能実習生を活用するニーズが高まっており、日本食がブームになっている中国や東南アジア諸国において日本の優れた品質、衛生管理技術の導入を希望する企業が増加している。よって海外においても当該産業についての日本の技能実習制度の活用の希望は多くある。そのような中、水産加工食品製造分野における実習の対象職種が2職種7作業となっており、生食用や調理加工用の食品製造の作業が対象になっていないが、県として今回の視察を含め、実習ニーズを十分に把握した中、静岡県によりPOEAに正式な要請を出し、POEAで協議の上、日本政府と交渉して頂く事を確認したが、国際貢献ではあるが県内の主要産業である水産業が抱える人材確保対策の視点も持ち対応していく必要性を感じた。</p> <p>米国やカナダでは水産食品や食肉を中心とした食品の一部においてHACCPが義務</p>					

化されて、EU においても義務として導入することになってい中、フィリピンでも輸入国の規制と意向に合わせる形で、HACCP システムを導入するところも増えている。




日本でも 2020 オリンピックパラリンピック開催にあわせて HACCP 基準の義務化が求められているが、県内水産加工業者においては、残念ながら未だ旧態依然とした加工形態を続けているところも多く、県内の水産加工品の付加価値を向上させることに加え、技能実習生受入先としてのニーズを向上させるためにも、国や県の補助金制度や融資制度の充実など、支援体制の検討が必要と感じた。

県内企業の活動において、海外分業によるコストの削減や安価な労働力確保において、英語力、国勢、宗教、教育等の面からもフィリピンは、県内をはじめ日本の企業にとって適した相手国であるといえる。水産加工業など多くの産業において、日本及び県内企業の技術協力は引き続き必要な状況であり、国際貢献の点からも、県内企業のフィリピンとの関係強化は重要であると感じた。

また、現在県内企業が抱える人材確保問題への対応の一つにつながるといえる外国人が働きながら技能を習得する「外国人技能実習制度」においても同様にフィリピンは適した相手国であると感じた。現在この制度の対象範囲の拡大が続き、厚生労働省は 9 月以降、漬物製造業などを新たに追加し、対象職種を 79 職種に広げる方針とされている。

技能実習制度は発展途上国への技術協力や国際貢献を目的に、日本の労働現場で外国人労働者の実習生を受け入れる制度であり、1993 年に始まっているが、対象に追加される職種の追加は年々ペースが速まっている。対象が拡大するにつれ、技能移転という国際貢献の意味合いが薄れがちになっている点是否めないが、県内をはじめ日本全体でも人口減少に直面し、現状では外国人の働き手への依存度が高まっている。平成 28 年 10 月末時点の技能実習生は県内に約 8,300 人と、職種拡大に伴って急激に増加している。外国人労働者は県内に約 47,000 人で、全国 5 位の人数となっている。全国的にも、技能実習生を含んだ外国人労働者の数は、派遣で働く人の約 130 万人に並ぶ規模になっている。国が通算 5 年の新たな在留資格を設ける方針も打ち出しているように人手不足の現実の厳しさが表れているといえる。県内企業の切迫した問題である人材確保の面からも、引き続き県としてもフィリピンとの関係の強化をはかっていく必要を感じた。また、言語や文化、習慣の異なる外国人の働き手に門戸を開くためには、制度だけでなく、受け入れやすい環境の整備や受け入れる企業のバックアップなどに行政としてもより取り組む必要があると感じた。

\*本概要書は、県外における調査研究活動のために政務活動費を支出した場合に提出する。



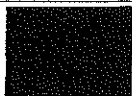
決 裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
<p>県 外 調 査 概 要 書</p> <p style="text-align: right;">平成30年 8 月 17 日</p> <p>会派名・議員氏名 自民改革会議 佐地 茂人</p>						
目 的	水産加工業における品質管理・衛生管理技術移転等を目的とした、フィリピン官公庁・水産加工工場・現地日本企業の視察					
年 月 日	平成30年8月7日(火)～8月10日(金)					
場 所	フィリピン労働雇用省、水産加工工場、タミヤフィリピン					
内 容	<p>1 行程</p> <p>2 応対者</p> <p>3 聴取内容</p> <p style="text-align: right;">} 1～3 別紙報告書参照</p> <p>4 県政への反映</p> <p style="text-align: center;">別紙参照</p>					

\*本概要書は、県外における調査研究活動のために政務活動費を支出した場合に提出する。




## (まとめ・所感)

- ・今回の視察を通して、静岡県によりPOEAに正式な要請を出し、POEAで協議の上、日本政府と交渉して頂く事を確認いたしました。今回のフィリピン訪問団の重要な任務、大変成果を得た視察になったと考える。
- ・既に米国やカナダでは水産食品や食肉を中心とした食品の一部においてHACCPが義務化されている。また、EUにおいても同様に水産食品や食肉製品などの製造施設にHACCPを義務として導入することになっている。  
フィリピンのこの会社のように東南アジア諸国などでは輸出用食品を製造する施設では輸入国の規制と意向に合わせる形で、HACCPシステムを導入するところも増えている。このように衛生管理方式にHACCPシステムを導入することは今や多くの国々で受け入れられており、世界的同一システムの導入が望まれるようになってきており、グローバルスタンダードして今や受け入れざるを得ないと感じた。  
日本でも2020オリンピックパラリンピック開催にあわせてHACCP基準の義務化が求められているが、県内水産加工業者においては、残念ながら未だ旧態依然とした加工形態を続けているところも多く、実際にこの基準を満たそうとする場合には、一部の加工過程の改修では対応できず、工場自体の大規模改修など更なる投資が必要となり、事業規模により対応が変わってくる  
その場合、国や県の補助金制度や融資制度の充実など、支援体制の検討も同時に求められてくる。
- ・県内企業の活動において、海外分業によるコストの削減や安価な労働力確保において、英語力、国勢、宗教、教育等の面からもフィリピンは、県内をはじめ日本の企業にとって適した相手国であるといえる。水産加工業など多くの産業において、日本及び県内企業の技術協力は引き続き必要な状況であり、国際貢献の点からも、県内企業のフィリピンとの関係強化は重要であると感じた。
- ・現在県内企業が抱える人材確保問題への対応の一つにつながるといえる外国人が働きながら技能を習得する「外国人技能実習制度」においても同様にフィリピンは適した相手国であると感じた。現在この制度の対象範囲の拡大が続き、厚生労働省は9月以降、漬物製造業などを新たに追加し、対象職種を79職種に広げる方針とされている。  
技能実習制度は発展途上国への技術協力や国際貢献を目的に、日本の労働現場で外国人労働者の実習生を受け入れる制度であり、1993年に始まっているが、対象に追加される職種の追加は年々ペースが速まっている。対象が拡大するにつれ、技能移転という国際貢献の意味合いが薄れがちになっている点は否めないが、県内をはじめ日本全体でも人口減少に直面し、現状では外国人の働き手への依存度が高まっている。17年10月末時点の技能実習生は約25万人(県内約8,300人)と、職種拡大に伴って5年間で約2倍に膨らんだ。日本にはすでに技能実習を含めた外国人労働者は約127万人(県内約47,000人・全国5位)いて、派遣で働く人(約130万人)に並ぶ規模になっている。国は通算5年の新たな在留資格を設ける方針も打ち出しているように人手不足の現実の厳しさが表れている。県内企業の切迫した問題である人材確保の面からも引き続き県としてもフィリピンとの関係の強化をはかっていく必要を感じた。
- ・言語や文化、習慣の異なる外国人の働き手に門戸を開くためには、制度だけでなく、受け入れやすい環境の整備や受け入れる企業のバックアップなどに行政としても取り組む必要があると感じた。

以上




決 裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
<p>県 外 調 査 概 要 書</p> <p>平成30年8月31日</p> <p>会派名・議員氏名 自民改革会議 野崎 正蔵</p>						
目 的	自民改革会議フィリピン訪問団視察に参加					
年 月 日	平成30年8月7日（火）～平成30年8月10日（金）					
場 所	フィリピン マニラ、セブ島（フィリピン労働雇用省、）					
内 容	<p>1 行程 2 応対者、3 聴取内容は、別紙 報告書参照。</p> <p>4 県政への反映</p> <p>静岡県は「水産王国」と呼ばれるように各種の水産業が盛んな県であり、水産業は県内の重要な産業の一つである。現在、県議会では議員発議による「水産業振興条例の検討委員会」を設置し、来年2月定例会での条例の制定を目指しており、今後さらなる水産業の振興を図りたいと考えている。</p> <p>そして、水産加工食品製造業では、生食用の食品製造や調理加工用の食品製造作業について、外国人技能実習生を活用するニーズが高まっている。また、日本食がブームとなっている東南アジア諸国においても日本の品質、衛生管理技術の導入を希望する企業も増加している。しかし、昨年11月に施行された新たな技能実習制度においては、水産加工食品製造分野における実習の対象職種に生食用や調理加工用の食品製造の技能が入っていない。</p> <p>我々は、それらを水産加工の対象職種を追加するように国に要望しているが、技能実習制度の趣旨は日本で得た技能を海外で活用していただく国際協力であることから、海外での実習ニーズが職種追加の前提となっている。このため、職種追加には送り出し国の政府行政機関の発行の要望書が必要となってくる。今回の訪問は、フィリピン政府行政機関から、我々に対して日本政府に働きかける要望書の提出をしていただくお願いに伺った。今回の訪問において、POEA（フィリピン労働雇用省海外雇用庁）からは、静岡県からの公式文書による要請をもって庁内協議の上、日本政府との交渉の中で、我々の提案をテーブルに乗せていただく旨の回答を得られたことは、視察の最大の成果であった。</p> <p>今後は、今回の成果県議会においても、同内容を意見書として取りまとめ政府機関提出していく予定である。</p>					

\*本概要書は、県外における調査研究活動のために政務活動費を支出した場合に提出する。

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
<p>県外調査概要書</p> <p>平成30年9月20日</p> <p>会派名・議員氏名 自民改革会議 江間治人</p>						
目的	フィリピンの水産業、日本企業の現地工場、日本への実務研修性の就労報告					
年月日	平成30年8月7日～平成30年8月10日					
場所	フィリピン マニラ セブマクタン					
内容	<p>1 行程</p> <p>2 応対者</p> <p>3 聴取内容</p> <p>1～3は別紙報告書参照</p> <p>4 県政への反映</p> <p>フィリピン労働雇用省海外雇用庁を訪問し、労働力不足をかかえる県内水産業の現状と外国人実技研修性の受け入れの環境整備を、フィリピン政府とも協力して進めていきたい旨要望し、決して日本サイドだけで解決できる問題ではないことを認識した。また、水産加工会社やタミヤ模型セブ工場においても、フィリピン国民の労働力は質量とも豊富で、日本企業のパートナーになり得ると感じた。地理的条件も良く、アジアまたは世界に製品の供給をしていく重要な拠点であると考えた。</p>					

\*本概要書は、県外における調査研究活動のために政務活動費を支出した場合に提出する。

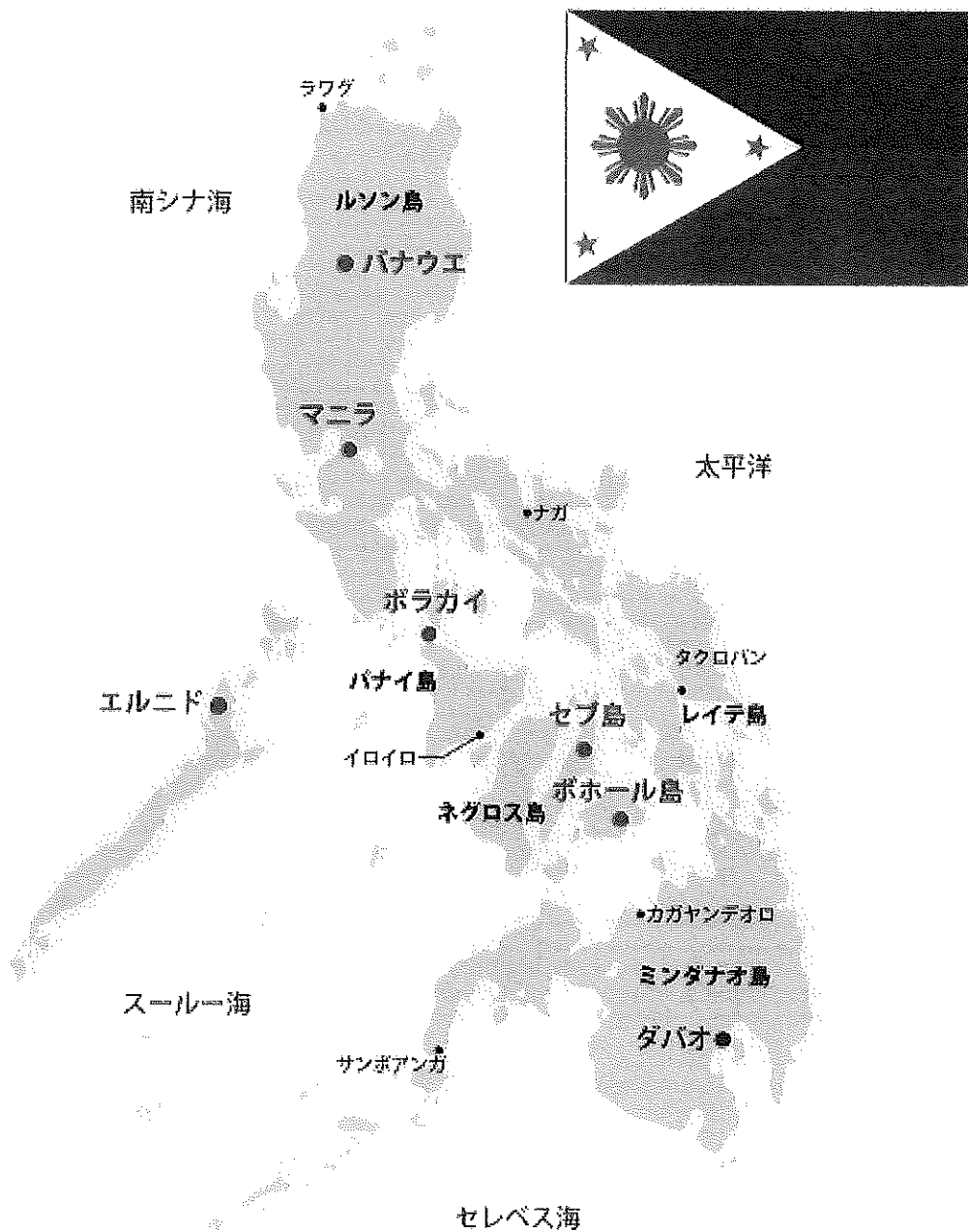


決 裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
<p>県 外 調 査 概 要 書</p> <p>平成30年 8月15日</p> <p>会派名・議員氏名 自民改革会議 渡瀬典幸</p>						
目 的	フィリピン労働雇用省（POEA）への要望と、水産業の輸出状況の調査					
年 月 日	平成30年 8月 7日（火）～10日（金）					
場 所	フィリピン					
内 容	<p>1 行程</p> <p>2 応対者           1～3 報告書参照</p> <p>3 聴取内容</p> <p>4 県政への反映</p> <p>水産加工食品製造業において、生食用の食品製造等について外国人技能実習生を活用するニーズが大変高まっているが、生食作業は対象職種になっていないため、対象とするように日本国政府に要望しているが、海外での実習ニーズの存在が前提となっているため、送り出し国の政府が発行する要望書が必要である。要望書の提出をお願いした。結果、POEAにて協議をして日本政府と前向きに交渉していただく確約ができた。これが実現すれば、焼津市を代表とした水産加工食品製造業にとって、たいへん大きな力になることだろう。</p>					

\*本概要書は、県外における調査研究活動のために政務活動費を支出した場合に提出する。

自民改革会議 フィリピン訪問団

# 視察報告書



日時：平成 30 年 8 月 7 日（火）～8 月 10 日（金）

## 自民改革会議 フィリピン訪問団

ご旅行日	2018年8月7日(火)～10日(金) 3泊4日	
フライト	名古屋空港発着 8/6(月)前泊必要	羽田空港発着 当日集合・解散
	8/7 集合時刻 07:30 8/7 名古屋発 09:35-マニラ着 12:40	8/7 集合時刻 13:00 8/7 羽田発 15:05-マニラ着 18:55
	8/8、9 は同じ行程です。	
	8/10 マニラ発 13:55-名古屋着 18:55	8/10 マニラ発 08:25-羽田着 13:40
ホテル	マニラ ダイヤモンドホテル	
ご注意	フィリピン入国にはパスポートの残存有効期間6か月以上が必要です。ご注意をお願いします。	

取扱い旅行社: アンビアンツアーズ静岡営業所 電話 054-283-1351 Fax054-285-9264 担当: XXXXXXXXXX

\*名古屋空港発着の方は8/6(月)セントレア前泊が必要です。

予定スケジュール

※現地視察先は現在手配中です。下記は予定です。

No	月日	地名	現地時間	交通機関	摘要	食事
1	8/7 (火)	集 合 日 本 発 マ ニ ラ 着	名古屋 又は羽田	専用車が1台	フライト2時間前にカウンター前集合 フィリピン航空(所要約4:15,時差1時間) 入国審査後係員出迎えホテルチェックイン  宿泊:ダイヤモンドホテル	機内
2	8/8 (水)	マニラ滞在		専用車が1台 通訳 通訳	終日:フィリピン政府訪問(お客様アポ、詳細後日) 水産関連施設視察 フィリピン労働雇用省(POEA)訪問  宿泊:前日と同じ	朝食
3	8/9 (木)	マニラ発着 セブ発着 マニラ着	09:25 10:40  15:45 17:00	専用車が1台 PR2849  PR1856	終日:水産関連施設訪問(お客様アポ、詳細後日) フィリピン航空 着後:マクタン島内視察 タミヤフィリピン視察 フィリピン航空 着後:ホテルへ 宿泊:前日と同じ	朝食
4	8/10 (金)	マニラ発着 日本着		専用車が1台	空港へ フィリピン航空(所要4:05,時差1時間) 通関後、解散	朝食 機内

※上記時刻、スケジュールは航空会社の都合等により予告なく変更される場合があります。予めご承知おき下さい。

# 自民改革会議 フィリピン訪問団 視察

自民改革会議フィリピン訪問団フィリピン視察に参加したのでその概要を下記のとおり報告します。

## 記

日時：平成30年8月7日（火）～10日（金）

場所：フィリピン労働雇用省（POEA）

BLUEFIN SEAFOOD EXPORT INC.（水産加工工場）

タミヤフィリピン訪問

参加者：森 竹治郎、野崎正蔵、山田 誠、良知淳行、渡瀬典幸、佐地茂人、野田治久、藤曲敬宏、木内 満、江間治人、坪内秀樹

視察概要：以下のとおり

## ○ 8月8日（水）

フィリピン POEA（労働雇用省海外雇用庁）

・相手方出席者 BERNARD P. OLALIA  
VILLAMOR VENTUR S. PLAN他

### ・目的内容

フィリピン POEA（労働雇用省海外雇用庁）

静岡県は「水産王国」と呼ばれるように各種の水産業が盛んな県であり、県内の重要な産業の一つでもあります。現在、県議会でも議員発議による「水産業振興条例の検討委員会」が設置され、来年2月定例会での条例の制定を目指しています。

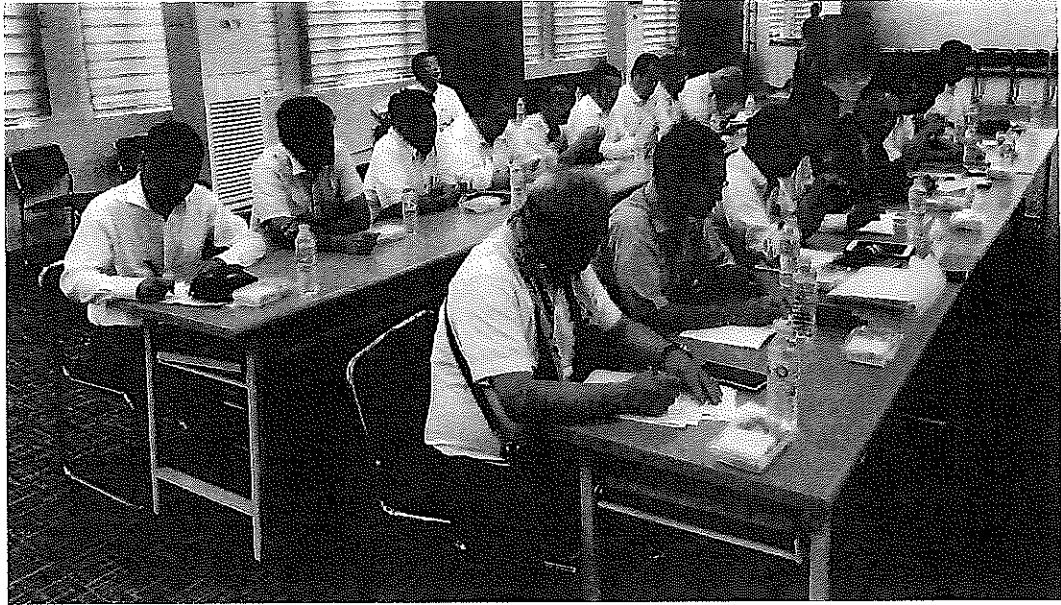
POEA（フィリピン海外雇用庁 海外で働くフィリピン人労働者や技能実習生の管理と送出し機関に許可をおろす政府機関）の訪問です。

近年、水産加工食品製造業では、寿司ブーム等による生食用の食品製造や、分業化による調理加工用の食品製造作業について、外国人技能実習生を活用するニーズが高まっています。

また、日本食がブームとなっている中国や東南アジア諸国においても日本の優れた品質、衛生管理技術の導入を希望する企業が増加しており、海外においても当該産業についての日本の技能実習制度の活用の希望も多くあります。

しかしながら、昨年11月に施行された新たな技能実習制度においては、水産加工食品製造分野における実習の対象職種が2職種7作業となっており、生食用や調理加工用の食品製造の作業が対象になっていません。

このため、水産加工の業界団体では、現2職種7作業に加え、ボイル加工製造、ロイン・フィレ製品加工等について対象職種に追加するように国に要望していますが、本技能実習制度の趣旨は技能移転による国際協力であることから、海外での実習ニーズの存在が職種追加の前提となっているため、職種追加には複数の送り出し国の中央政府行政機関の発行の要望書が必要となっています。現在、カンボジア王国農林水産上水産長官、インドネシア共和国労働省職業訓練・生産性向上総局から受け入れ要望が提出されていますが、さらにフィリピン政府行政機関への働きかけを行うため県議会 自民改革会議ではフィリピン視察団を編成しフィリピン POEAを訪問することとなりました。



## ・質疑応答

(森団長の発言)

水産振興議連でお伺いを致しました。議員連盟の一団と県当局水産局長・課長、県漁協組合長、副組合長、焼津水産加工協会の面々で受け入れをして頂き誠にありがとうございます。焼津は水産の町においてフィリピン実習生約300名に来て頂いております。本日は率直な意見を実習生事業の発展を求めて伺いたく思います。フィリピンと友好親善両国の経済発展を祈念致します。

(野崎幹事)

フィリピン政府に対する要望→静岡県は水産大国であり、漁業が県の重要な業の一つである。県議会では議員発議の水産振興条例の制定を目指しています。

現在日本では食品加工製造へ実習生が活躍しておりますが、生食作業は取扱品目がない状況。日本食ブームの東南アジアにおいて昨年11月の技能実習において、水産加工製造実習で生食調理加工、水産加工を追加職種に政府に要望している。このため追加には実習生派遣国の発行した要望書の提出が必要であります。そのためその要望書の雛型や宛先をお渡しいたします。

(静岡県)フィリピンから日本への労働実習生派遣枠組みとして、生食職種が含まれていない。

(フィリピン)看護師など特殊業種は2016年経済特区に対す人材を送る事が出来る。静岡でも特別経済区のように日本国が指定して頂くと送る事が出来る。農林水産省とフィリピン政府の合意内容のある国の戦略区農林水産ゾーンに送り出す施策を構築しています。

(静岡県)県として特区は難しい。農業はあるが漁業にはない。ですので、いまの研修制度のなかで枠組みに組み込んでいただきたい。

(フィリピン)水産加工の刺身寿司に必要と理解とニーズはわかる。現行制度のもとでルールがある。律法との兼ね合いがある。仲介して努力をする。日本フィリピン実習生派遣制度代表協議会を利用してみる。

ただし新宿種でも権利は守られるのか。季節労働にはならないか。が重要なポイントである。

(静岡県)焼津は日本一の売り上げの冷凍かつお、まぐろにおいて年中水揚げされ、通年の仕事である。実習生は焼津を含め2市1町で1887名いる。特に鰹節業界において実習生派遣の要望が多くなっている。これは焼津だけではなく全国的と理

解を願いたい。

(フィリピン)日本側が変更すればフィリピンも修正する。

(静岡県)日本側が変更するにはフィリピンの要望が必要である。

(フィリピン)フィリピンが勧告すれば日本が変更できるのか。提案前に労働者の権利を守られるのか。報酬手当は多職種と同じ待遇になれるのか。年中仕事があるのか。2, 3年働く場の保証はあるのか。技能面で用件はあるのか。

(静岡県)現在食品加工業者の人が現在30名実習生がいるが何も問題は無い。

(フィリピン)なぜ生食が入っていなかったのか。

(静岡県)分業化が進む中、生食としてのっていなかったのではないか。

(フィリピン)近々日本と協議会があるので、提案をしたいとも思う。正式なルートでPOEAに要請を願う。そうすれば動きたい。

(静岡県)焼津市からだけでも500~1000人雇い入れたい



## BLUEFIN SEAFOOD EXPOORT INC.

- ・相手方出席者 工場長 VENAROCHEUT. MOKALES  
品質管理者 HOLIORAIO. REYES

### ・目的内容

(1) USA HACCP と EU HACCP の二つの国際的衛生基準を取得し、水産物を輸出している BLUEFIN SEAFOOD EXPOORT INC. を訪問し HACCP 基準の工場の管理システムや注意点などを視察調査することにより、HACCP のメリット・デメリット及び職員教育などの聞き取り調査を行う、また日本でも2020年度から HACCP 基準の義務化が求められており、準備対応を研究し、県内水産加工業者の取得に向けてサポートを行うため

<HACCP システムとは>

原材料の受入から最終製品までの各工程ごとに、微生物による汚染、金属の混入などの危害を予測した上で、危害の防止につながる特に重要な工程を継続的に監視・記録する工程管理の手法。

HACCP システムによる衛生管理手法は、勘や経験に頼る部分が多かった従来の衛生管理の方法とは異なり、あらゆる角度から食品の安全性について危害等を予測し、それぞれの製造工程ごとに、危害原因物質とその発生要因、危害の頻度や発生したときの影響力の大きさ等を考慮してリスト化し、それぞれの危害を適切に防止できるところに管理点を設定して重点的に管理・記録しようとするもの。

HACCP システムを採用することで、工程全般を通じて問題が発生しそうな段階

から適切な対策を講ずることで、食中毒（微生物、化学物質を含む）や異物などによる危害を未然に防止し、製品の安全確保を図る。

従来の管理手法は、最終製品に対し、規定した基準を満たしているかを検査し、安全性を確認するもの。一方、HACCPによる衛生管理は、危害要因を各工程において分析し、重要な工程を重点的に管理することで、最終製品が安全であることを証明するものとなり、消費者に確実に安全な製品を提供することが可能という考え方。

(2) BLUEFIN SEAFOOD EXPOORT INC. の作業工程について

2か所の工場においてそれぞれ2020年にUSA HACCPと2015年にEU HACCPの取得視察した工場はUSA HACCPの規格を取得した工場であり主にタコやイカ甲殻類などのすしネタを調理製造し輸出している。日本の業者とも取引がある。

97名の社員 3人がQAの資格を取得

品質管理に関しては、温度管理や調理工程に係る衛生管理の徹底など細かい点で厳しい管理が求められている

#### ・質疑応答

Q. HACCP取得に於いての苦勞する点は

A. 書類作成が40種類以上に及び複雑かつ厳しいチェックが入る

Q. HACCP導入で会社の業績はどのように変わったか？

A. 売り上げは大きく変わっていないが、新規取引の場合 HACCP取得であることで取引相手に信頼されやすくなり、商談がスムーズに成立する

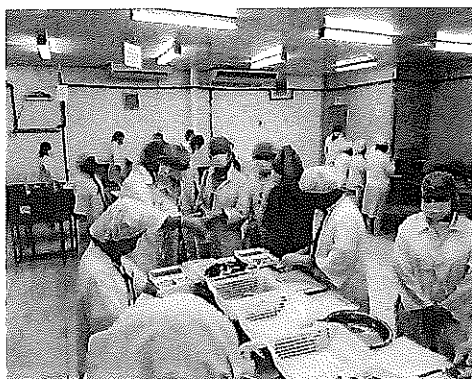
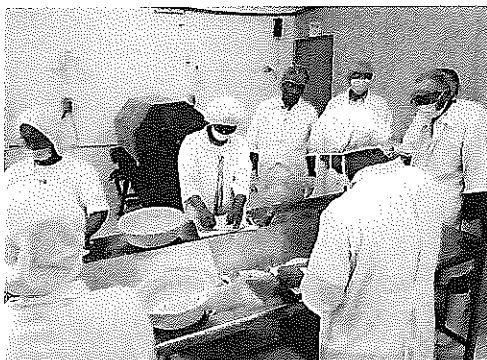
Q. 管理上で苦勞する点は？

A. トラブル発生時などに細かく処置を報告する義務がある

温度・湿度など様々な管理を定期的に報告する義務が手間がかかる

Q. 従業員に対する教育は？

A. 定期的にワークショップを開催する。また新入社員に対しては入社時にオリエンテーションにおいて徹底した教育を行う



Q. 従業員に対する教育は？

A. 定期的にワークショップを開催する。また新入社員に対しては入社時にオリエンテーションにおいて徹底した教育を行う

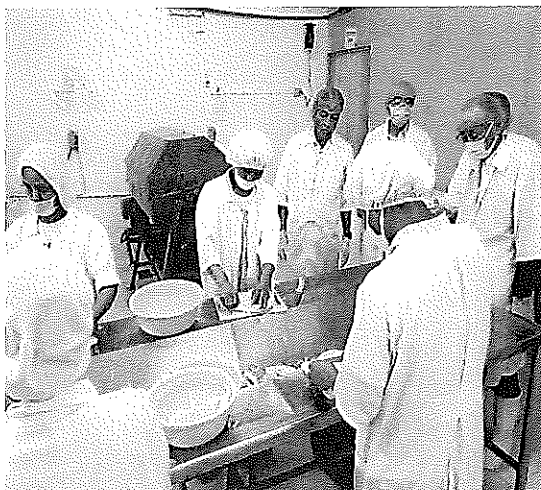
#### 4、まとめ

既に米国やカナダでは水産食品や食肉を中心とした食品の一部において HACCP が義務化されている。また、EU においても同様に水産食品や食肉製品などの製造施設に HACCP を義務として導入することになっている。

フィリピンのこの会社のように東南アジア諸国などでは輸出用食品を製造する施設では輸入国の規制と意向に合わせる形で、HACCP システムを導入するところも増えている。このように衛生管理方式に HACCP システムを導入することは今や多くの国々で受け入れられており、世界的同一システムの導入が望まれるようになってきており、グローバルスタンダードして今や受け入れざるを得ないと感じた。

日本でも 2020 オリンピックパラリンピック開催にあわせて HACCP 基準の義務化が求められているが、県内水産加工業者においては、残念ながら未だ旧態依然とした加工形態を続けているところも多く、実際にこの基準を満たそうとする場合には、一部の加工過程の改修では対応できず、工場自体の大規模改修など更なる投資が必要となり、事業規模により対応が変わってくる

その場合、国や県の補助金制度や融資制度の充実など、支援体制の検討も同時に求められてくる。





## タミヤ フィリピン視察

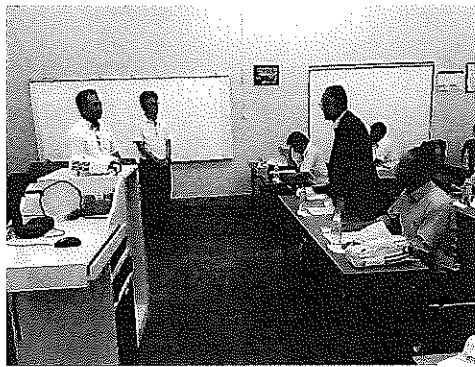
- ・相手方出席者 坪井剛氏（工場長） 古谷彰啓氏（金型担当副工場長）
- ・目的内容

（業種） プラスチックモデル製造 （従業員数） 約 1000 名（日本人 10 名）  
（敷地面積） 4 万㎡ （場所） セブ マクタン島輸出加工区  
（設立） 1994 年 9 月

セブ空港からバスで約 20 分。交通の便もよく周囲にも邦人企業あり。会議室にて映像で会社の概要を説明いただきその後工場見学をした。

2 班に分かれ、金型工場とプラスチックモデル完成品制作工場を視察した。比較的若いフィリピン人従業員が細かな仕事を黙々とこなしていた。従業員教育も行き届いているようで、工場内は整然としていた。また笑顔であいさつを交わしてくれた。長く働く社員も多く、技術力、品質の高水準を維持している。

タミヤの重要な工場として、全世界にいる顧客に相当量の製品を供給している。



### ・質疑応答

- 質疑 なぜフィリピンセブに工場を出したか  
回答 人件費、フィリピン人の気質・語学力、地質等の条件で決定された。  
質疑 税金等で優遇はあるか  
回答 現在は法人税、固定資産税は非課税。ただし現在税制の見直しがされていて課税されるかもしれない。



## (まとめ・所感)

- ・今回の視察を通して、静岡県により P O E A に正式な要請を出し、P O E A で協議の上、日本政府と交渉して頂く事を確認いたしました。今回のフィリピン訪問団の重要な任務、大変成果を得た視察になったと考える。
- ・既に米国やカナダでは水産食品や食肉を中心とした食品の一部において HACCP が義務化されている。また、EU においても同様に水産食品や食肉製品などの製造施設に HACCP を義務として導入することになっている。  
フィリピンのこの会社のように東南アジア諸国などでは輸出用食品を製造する施設では輸入国の規制と意向に合わせる形で、HACCP システムを導入するところも増えている。このように衛生管理方式に HACCP システムを導入することは今や多くの国々で受け入れられており、世界的同一システムの導入が望まれるようになってきており、グローバルスタンダードして今や受け入れざるを得ないと感じた。  
日本でも 2020 オリンピックパラリンピック開催にあわせて HACCP 基準の義務化が求められているが、県内水産加工業者においては、残念ながら未だ旧態依然とした加工形態を続けているところも多く、実際にこの基準を満たそうとする場合には、一部の加工過程の改修では対応できず、工場自体の大規模改修など更なる投資が必要となり、事業規模により対応が変わってくる  
その場合、国や県の補助金制度や融資制度の充実など、支援体制の検討も同時に求められてくる。
- ・県内企業の活動において、海外分業によるコストの削減や安価な労働力確保において、英語力、国勢、宗教、教育等の面からもフィリピンは、県内をはじめ日本の企業にとって適した相手国であるといえる。水産加工業など多くの産業において、日本及び県内企業の技術協力は引き続き必要な状況であり、国際貢献の点からも、県内企業のフィリピンとの関係強化は重要であると感じた。
- ・現在県内企業が抱える人材確保問題への対応の一つにつながるといえる外国人が働きながら技能を習得する「外国人技能実習制度」においても同様にフィリピンは適した相手国であると感じた。現在この制度の対象範囲の拡大が続き、厚生労働省は 9 月以降、漬物製造業などを新たに追加し、対象職種を 79 職種に広げる方針とされている。  
技能実習制度は発展途上国への技術協力や国際貢献を目的に、日本の労働現場で外国人労働者の実習生を受け入れる制度であり、1993 年に始まっているが、対象に追加される職種の追加は年々ペースが速まっている。対象が拡大するにつれ、技能移転という国際貢献の意味合いが薄れがちになっている点は否めないが、県内をはじめ日本全体でも人口減少に直面し、現状では外国人の働き手への依存度が高まっている。17 年 10 月末時点の技能実習生は約 25 万人（県内約 8,300 人）と、職種拡大に伴って 5 年間で約 2 倍に膨らんだ。日本にはすでに技能実習を含めた外国人労働者は約 127 万人（県内約 47,000 人・全国 5 位）いて、派遣で働く人（約 130 万人）に並ぶ規模になっている。国は通算 5 年の新たな在留資格を設ける方針も打ち出しているように人手不足の現実の厳しさが表れている。県内企業の切迫した問題である人材確保の面からも引き続き県としてもフィリピンとの関係の強化をはかっていく必要を感じた。
- ・言語や文化、習慣の異なる外国人の働き手に門戸を開くためには、制度だけでなく、受け入れやすい環境の整備や受け入れる企業のバックアップなどに行政としても取り組む必要があると感じた。

以上